

此の地は、舊藩中は持弓足輕の組屋敷也。萬治二年十一月の定書に、與力侍並足輕御弓之者被下屋敷、寄親組頭へ打渡、頭より其組中へ致割符可相渡とあり。但し此なる弓組の屋敷地は、萬治より遙か後なり。天和元年十二月八日與村兵部より半田權之佐・小泉勘十郎兩名宛の書翰に、各組足輕居屋敷並射場、小立野經王寺後にて願之趣入御覽候處、願之通可仕旨被仰出とあり。右半田・小泉兩士即ち持弓頭也。此の組地は鶴間谷の高邊也。従前は經王寺の方なる組地を經王寺組と呼び、如來寺の方などは如來寺組と呼べり。さて廢藩後は如來寺組の一町を上弓町とし、經王寺組の一町をば中弓町とし、又其の次なる横山同心組の組地をば下弓町と稱する事となりたり。

○持弓輕卒來歴

藩國官職通考に云ふ。持弓頭・持筒頭七人、一組與力三人、足輕四十二人、内小頭六人・横目六人・手替六人。但し弓三組・筒四組也。延寶八年十月廿九日始めて頭三人を命ぜらる。弓頭小泉勘十郎・半田權佐、筒頭は加藤十左衛門也。一組與力三人。弓組は三十張、筒組は鐵炮三十挺預けらる。

故に足輕三十人、外手替六人、内三人は頭へ下され、軍裝の時は組へ出す。小頭六人、都合人数一組四十二人、宛行米高千百十俵也。頭への役料は百五十石、是は最初より被下と見ゆ。右足輕の宛行高等凡て大組の通りにてありしゆゑ、俗に中組と稱す。按ずるに、大組・中組合せて十組也。諸格一致の振合也。因つて稱號大組・中組は優劣ありていふに非ず。人高の多少を以ての唱へなるべしと。平次按ずるに、持筒足輕といふは、既に瑞龍公の時二組あるよし可觀小説に見ゆ。

○横山與力同心屋敷

此の地は、今下弓町と呼べり。舊藩中は藩士横山藏人の與力同心の邸地にて、同心屋敷と稱す。改作所舊記に、寛文四年閏五月廿八日上野村之内横山志摩殿に長四十二間五尺、幅廿二間相對下しに成。地子銀二分五厘歩也。今之同心屋敷。と見ゆ、又元祿七年横山志摩殿與力並同心屋敷二千五百六十二歩、上野村領之内戊八月廿日打渡す。とあり。

○與力同心來由

吉岡氏の撮要須知に云ふ。甲陽軍鑑末書にて考ふるに、武

田家にては與力といひ、又同心と云ふ。一役二名の如し。與力・同心と連續し書く事は、源平盛衰記に既に見たり。古き唱へなりしこと知るべし。吾が藩にては金澤町同心と云ふは、士の役名也。足輕列にては御臺所同心・定番附同心、さて横山同心・多賀同心といへり。其の意は一つにて、事は分ちありと知るべしといへり。按ずるに横山同心・多賀同心は、舊藩五世綱紀卿の時、横山筑後・多賀信濃兩人被取立時、初めて與力士と同じく附屬せられたり。

○横山氏下邸

此の地は鶴間谷の坂上にて、横山家中と呼べり。十二冊定書に、享保十七年横山大和守下屋敷牛坂村領之内四千歩許相渡り、がけの方空地出來之處、二千歩許請地に相成るに付、算用場へ遺紙面之控。とて其の文案を載せたり。其の文に云ふ。牛坂村領百姓地の内、居屋敷・下屋敷等に拜領仕度旨、御普請會所へ願書付出云々。子七月廿六日普請會所。とあり。是即ち鶴間谷の高なる下邸是也。

○鶴間谷坂路

或は鶴舞谷と書けり。此の坂路は小立野より牛坂村へ下る

通路にて、坂上より見下すに、麓の田道のつゞら折なるを見渡し、向うなる松山の眺望などその風景殊によるしく、金澤近邊にての美景なりとて、詩歌俳諧などにたづさはる文人雅客は、甚だ此の地景を賞しけり。此の地、元は田井天神の屬地なりけん。改作舊記に載せたる寛文五年五月同社神官よりの届書に、鶴間谷道切、此の山田井村へ可相渡旨被仰渡、畏る由記載せり。

引鶴の休らふかたや鶴舞谷 佛 仙

○鶴間谷之傳話

高澤忠順の金澤事蹟必錄に云ふ。鶴間谷の名は、微妙公の時毛利庄右衛門前髪有之時分、鶴松と云ふ者衆道の事にて騒動出來し、鶴松を此所に於て牛裂の刑法に被行、取持の族數人刑法被命。其の刑法所を鶴間谷と唱へたりと云ふ。平次按ずるに、舊藩中の諸記録を勘考するに、毛利庄右衛門は庄兵衛の誤也。鶴間谷の事は山本基庸筆記にも、鶴松と云ふ者牛裂の刑に處せられ、今云ふつるま谷は其の時分より名付けたりといへり。又有澤永貞が古兵談殘叢集には、毛利庄兵衛十五・六歳の時分、榊原豐藏と云ふ他國浪人金